

佐賀県告示第142号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第2の2規制基準の表の備考第1項に規定する区域（平成24年佐賀県告示第122号）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月29日

佐賀県知事 古 川 康